

○国土交通省令第四十二号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十七条第三項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十七条第四項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令  
（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

(貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正)

第二条 貨物自動車運送事業輸送安全規則(平成二年運輸省令第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p style="text-align: center;">(点呼等) 第七条 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p> <p>3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほか、当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法(当該方法により点呼を行うことが困難である場合にあつては、電話その他の方法)により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">4・5 (略)</p>
改正前	<p style="text-align: center;">(点呼等) 第七条 (略)</p> <p style="text-align: center;">2 (略)</p> <p>3 貨物自動車運送事業者は、前二項に規定する点呼のいずれも対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行うことができない業務を行う運転者等に対し、当該点呼のほか、当該業務の途中において少なくとも一回電話その他の方法により点呼を行い、第一項第一号及び第二号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示をしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">4・5 (略)</p>

附 則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。